

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A：確実に取る B：A、C以外 C：取れなくてもよい

第1問 答案用紙
(企業法)

B	問題 1	1. 取締役会決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成により成立するが（369 条 1 項）、取締役会の決議について特別利害関係のある取締役は議決に加わることができない（同条 2 項）。本問では、対象会社たる甲会社の取締役会における売渡請求の承認（179 条の 3 第 1 項 3 項）に関し、売渡請求をしようとする特別支配株主 B が対象会社の取締役でもある。この点、当該取締役は上記取締役会の承認決議について特別利害関係取締役にあたると解する。なぜなら、369 条 2 項の趣旨は、一切の私心を捨て去って議決権を行使することが期待できない者を議決から排除し決議の公正を確保することにあるが、売渡請求をしようとする取締役は特別支配株主としての個人的利害関係を優先し会社のために議決権を行使することは期待できないからである。
		2. そこで、本件決議には、特別利害関係取締役である B が議決に加わり成立したという瑕疵が存在する。この点、判例の趣旨を踏まえれば、当該取締役会決議の効力は、株主総会決議に瑕疵がある場合と違って特別の規定がないから、民法の一般原則により原則として無効であるが、当該特別利害関係取締役に除外してもなお議決の成立に必要な多数が存する場合は、例外的に有効であると解する。なぜなら、369 条 2 項の趣旨は決議の公正を確保し、ひいては会社の利益を保護することにある以上、特別利害関係取締役に除外してもなお議決の成立に必要な多数が存する場合にまでその効力を否定すべきではないからである。
		3. しかし、本問では、仮に B を除外すると過半数の賛成がなく本件決議は可決していなかったもので、上記の例外的な場合にはあたらない。よって、本件決議は原則どおり無効である。以上の点を D は主張する。

A	問題 2	(1) 特別支配株主の株式等売渡請求	(2) 会社法 179 条 1 項
---	------	--------------------	-------------------

A	問題 3 (1)	売渡株式等の取得差止請求	会社法 179 の 7 第 1 項 柱書 1 号
A	(2)	1. 売渡株式等の取得差止請求は、①株式売渡請求が法令に違反する場合などで、かつ、②売渡株主が不利益を受けるおそれがあるとき、に認められる（179 条の 7 第 1 項 柱書各号）。 2. そこで、D は、前述したように、本件決議には瑕疵があり無効であることから、対象会社の取締役会における株式売渡請求の承認決議（179 条の 3 第 1 項 3 項）を欠くという法令違反（179 条の 7 第 1 項 1 号）が存在する点（①）、及び、甲会社の株主である D が、自らの意思に関係なく、しかも特別支配株主が定める対価により、保有する甲会社の株式の全部を一方的に取得され、D の甲会社の株主としての地位が強制的に奪われるという不利益を受けるおそれがある点（②）、を主張すべきである。	

A	問題 4	(1) 売渡株式等取得無効の訴え	(2) 会社法 846 条の 2 第 1 項
---	------	------------------	------------------------

第2問 答案用紙

(企業法)

B	問題 1	(1)	A : 分配可能額規制 (461 条 1 項柱書 8 号) に違反する本問の配当は無効と解するが、 無効な配当を受領した株主の支払義務 (462 条 1 項柱書) と並んで業務執行者等にも支払責任が課 されている (同条項柱書 6 号)。そして、代表取締役である A は業務執行取締役 (2 条 15 号イかつ こ書) だから「当該行為に関する職務を行った業務執行者」にあたる (462 条 1 項柱書)。また、A は本件議案を株主総会に提出しており「総会議案提案取締役」にもあたる (同条項 6 号イ 1 号イ、 会社計算規則 160 条 1 号)。よって、D は、462 条 1 項柱書 6 号イに基づき、故意に粉飾した (462 条 2 項参照) A は乙会社に対して 30 億円の支払責任を負うと主張することが考えられる。
			B : D は、A に対するのと同様、462 条 1 項柱書 6 号イに基づき、B は乙会社に対して 30 億円の支 払責任を負うと主張することが考えられる。すなわち、本件取締役会の決議に参加した取締役 B はその議事録に異議をとどめなかったので、当該決議に賛成したものと推定される (369 条 5 項)。 そして、前述した「総会議案提案取締役」には当該提案を決議した取締役会でこれに賛成した取締 役も含まれる (会社計算規則 160 条 3 号)。したがって、上記推定が覆らない限り B は「総会議案 提案取締役」にあたる。また、B が自己の無過失を証明できた場合は免責されるが (462 条 2 項)、 B は本件議案に懸念を抱いていたことから、B の無過失の主張は認められない。
			C : 監査役 C は本件計算書類を適切に監査せず分配可能額がないことを見逃しているから、過失によ る、取締役の職務執行や計算書類等を監査する義務 (381 条 1 項前段、436 条 2 項 1 号)、本件議案 の調査・報告義務 (384 条) の違反 (任務懈怠) がある。よって、D は、423 条 1 項に基づき、C は乙会社に対して任務懈怠によって生じた損害の賠償責任を負うと主張することが考えられる。

A	(2)	① 会社法 371 条 2 項 3 項
A	②	監査役設置会社などにおいて裁判所の許可が要求された (371 条 3 項) のは、取締役会議事録 は株主総会議事録 (318 条) と異なり企業秘密が記載されている可能性があり、また、業務監査 権を有する監査機関が存在する場合は株主の監督権限の一つである取締役会議事録閲覧謄写請求 権を無制限に認める必要性が相対的に低いので、裁判所の事前審査を要求して、株主が権利行使 のために閲覧等する必要性との調整を図る必要がある (371 条 6 項参照) からである。

C	問題 2	(1)	①金融商品取引法 21 条の 2 第 1 項、25 条 1 項 3 号
C			②金融商品取引法 24 条の 4、22 条 1 項、21 条 1 項 1 号
C	(2)	1.	本件虚偽記載は本件有価証券報告書の重要な事項についての虚偽記載であり、監査 法人 Q は無限定適正意見の監査証明をしている。そこで、Q は、本件虚偽記載を知らないで流通 市場で有価証券を取得した E に対して、本件虚偽記載により生じた株価下落の損害の賠償責任を 負う (金商法 24 条の 4、22 条 1 項、21 条 1 項 3 号)。したがって、E が本件虚偽記載について悪 意だった場合は、Q は当該責任を免れる (金商法 24 条の 4、22 条 1 項)。また、Q が無過失を証 明した場合も、Q は当該責任を免れる (金商法 24 条の 4、22 条 2 項、21 条 2 項柱書 2 号)。